

那覇市地球温暖化対策協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、那覇市地球温暖化対策協議会（以下「協議会」という。）に会員制度を設け、協議会の目的に賛同する会員の拡充及び協議会の事業の推進並びに財源の安定化を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 那覇市地球温暖化対策協議会運営規約（以下「規約」という。）第4条に規定する会員は、次に掲げるとおりとする。

会員	内 容
個人会員	「那覇市地球温暖化対策協議会」に関心をもって協力いただける個人
事業者会員	(1) 事業者又は行政機関 (2) 幹事会の推薦を受けた事業者又は行政機関
団体会員	(1) 市民団体又は事業者団体等 (2) 幹事会の推薦を受けた市民団体又は事業者団体等

(入会)

第3条 入会を希望するものは、入会申込書（第1号様式）により会長に申し込むものとする。

(義務)

第4条 会員は、規約第11条の規定により、次条に定める会費を納入しなければならない。

2 会員は、本規程のほか、規約及び法令を遵守しなければならない。

3 会員は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに会長へ届け出なければならない。

(会費)

第5条 規約第11条に規定する会員会費は、1口1,000円の口数制とし、口数は次のとおりとする。ただし、那覇市については会費を徴収しない。

事業者会員 3口以上

団体会員 1口以上

個人会員 1口以上

2 前項に規定する会費を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(会費の納入)

- 第6条 会費の納入は年1回とし、協議会が指定する期日までに納入しなければならない。
- 2 年度途中に加入するものの会費は、前項の規定にかかわらず、入会時に納入しなければならない。
 - 3 会費は、原則として協議会が指定する口座へ振り込むものとする。
 - 4 一度納入した会費は、返還しないものとする。

(退会)

- 第7条 会員が退会しようとするときは、退会届（第2号様式）を会長に提出しなければならない。

(規程の変更)

- 第8条 この規程を変更しようとするときは、規約第7条に規定する幹事会の議決を経なければならない。

(委任)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成22年7月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年5月9日から施行する。